

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第66号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（令和 2 年 10 月 規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可を要しない特定事業) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 条例第 8 条第 3 号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。 (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の	(許可を要しない特定事業) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 条例第 8 条第 3 号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。 (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の

事業（同法第95条第1項の規定により行う土地改良事業を除く。）

(2)～(6) [略]

（保証金の預託）

第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が10,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第3項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第4項に規定する緑地の育成区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの（都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可の対象となる事業及び土地改良法第95条第1項又は第95条の2第1項の規定により行う土地改良事業を除く。）とする。

2～7 [略]

事業

(2)～(6) [略]

（保証金の預託）

第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が50,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第3項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第4項に規定する緑地の育成区域の面積が25,000平方メートル以上であるもの（都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可の対象となる事業は除く。）とする。

2～7 [略]

様式第15号中

「

上記期間内に搬入した 土 砂 の 量	m ³
-----------------------	----------------

を

」

「

上記期間内に搬入した 土 砂 の 量	m ³	
特定事業の計画土量	特定事業の計画土量	m ³
及び 累 積 土 量	搬入土砂累積土量	m ³

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第4条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業について適用し、施行日前に認可を受けた土地改良事業については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土地改良法第95条第1項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業が、施行日以後に土地改良事業の施行に係る地域を変更し、変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域となる区域（「土地改良事業編入区域」という。以下同じ。）の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等の用に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートルを超えるときは、当該土地改良事業編入区域を土砂埋立て等の用に供する区域とする新たな特定事業とみなす。
- 4 施行日前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき許可の申請を行っている特定事業（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「兵庫県条例」という。）第23条の規

定による許可を受けて兵庫県条例第2条第5項に規定する特定事業を行っている場合を含む。)については、保証金の預託については、施行日以後に条例第12条第3号に掲げる特定事業の事業区域の面積が増加することにより、条例第16条の規定に基づく許可の申請を行うまでの間は、なお従前の例による。